（21）公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 給与等状況報告書

1　職員給与の状況（令和７年度）

職員数	給　与　費			
	給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計
15 人	36,076 千円	2,892 千円	14,000 千円	52,968 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和８年４月１日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
259,070 円	271,189 円	57 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3　職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区　分		初　任　給	備　考
一般職	大学卒	228,800 円	県職員より６号給下位 行政職給料表１級23号給
	高校卒	198,100 円	県職員より６号給下位 行政職給料表１級３号給

4　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区　分 ＼ 経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	内　　訳

期末手当 勤勉手当（県の規定に準ずる）

〔支給割合〕

区　分	期末手当	勤勉手当
６月期	1.2625　月分 （　1.2625　）	0.9625　月分 （　0.9625　）
12月期	1.2625　月分 （　1.2625　）	0.9625　月分 （　0.9625　）
計	2.5250　月分 （　2.5250　）	1.9250　月分 （　1.9250　）

（注）（　　）内の数値は、再任用職員の支給割合です。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和７年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給額
14,000,202 円	15 人	933,347 円

退職手当（県の規定に準ずる）

〔支給率〕

区　分	自己都合	早期退職・定年
勤続 20 年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続 25 年	28.0395　月分	33.270750　月分
勤続 35 年	39.7575　月分	47.709000　月分
勤続 40 年	44.7795　月分	47.709000　月分

（その他の加算措置）

定年前早期退職特例措置（　２　％～　20　％加算）

25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、定年前に早期退職制度により退職する場合に加算があります。

〔令和７年度実績〕

支給実績なし

時間外勤務手当（県の規定に準ずる）

〔令和７年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
1,689,954 円	11 人	153,632 円

区分	内容		
	対象職員	支給月額	
管理職手当 (県の規定に準ずる)	一定の管理又は監督の地位にある職員	〔令和７年度実績〕 支給実績なし	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族を有する職員	ア　扶養親族（子及び配偶者を除く）	6,500 円
		イ　子	13,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子	１人につき 5,000 円を加算
		〔令和７年度実績〕 １人当たりの平均支給月額　3,000　円	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア　借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額
		〔令和７年度実績〕 １人当たりの平均支給月額　27,000円	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～オの金額の合計 （上限150,000円）
		ア　交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額
		イ　自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額1,700円から53,100円の範囲内で支給
		ウ　特別急行列車等利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算
		エ　駐車料金を負担している場合	駐車場の利用に係る料金を実費支給 （１月当たり5,000円を上限とする。）
		オ　ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、１月当たり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和７年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 / １人当たり平均支給月額
		842,340 円	11 人 / 6,381　円

６　役員の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
理 事 長 （常　勤）	298,200 円	６月期　　1.595　月分	期末手当に役職加算を付与 役職加算額（報酬月額×加算率） （加算率）理事長　　15% 専務理事　10%
専務理事 （常　勤）	277,600 円	12月期　　1.595　月分	
理　　事 （非常勤）	なし	なし	理事会出席等　１回につき10,200円
監　　事 （非常勤）	なし	なし	理事会出席等　１回につき10,200円

〔令和７年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）
8,992,343 円	2 人	374,681 円

①非常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額
213,000 円	7 人	2,536 円

７　嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	勤勉手当
一般事務職	197,900 円以上	６月期　1.2625　月分 12月期　1.2625　月分	６月期　0.9625　月分 12月期　0.9625　月分

〔令和７年度実績〕

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）
22,682,891 円	7 人	270,034 円

(注)常勤的な勤務形態の職員の報酬等の状況を記載しています。

８　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　内　容	変　更　理　由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
初任給月額	大学卒　228,800 円 高校卒　198,100 円	大学卒　217,100 円 高校卒　186,100 円	給料表の改正に伴う変更
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.2625月分 勤勉　0.9625月分 12月　期末　1.2625月分 勤勉　0.9625月分	6月　期末　1.250月分 勤勉　0.925月分 12月　期末　1.275月分 勤勉　1.000月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 13,000円	子 11,500円 配偶者 3,000円	県の制度に準じた改正

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
通勤手当	支給額 以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）	支給額 以下のア～ウ及びオの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額	県の制度に準じた改正
	ア　交通機関等利用者 次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①　支給単位期間の間通用する定期券の額 ②　通勤21回分の回数券の額	ア　交通機関等利用者 次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①　支給単位期間の間通用する定期券の額 ②　通勤21回分の回数券の額 ＜最高限度額　55,000円＞	
	イ　自動車等使用者 略	イ　自動車等使用者 略	
	ウ　特別急行列車等利用 略	ウ　特別急行列車等利用 略	
	エ　駐車料金を負担している場合 駐車場の利用に係る料金を実費支給（１月あたり5,000円を上限とする。）	エ　駐車料金を負担している場合 （ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給（１月当たり3,000円を上限とする。） （その他の駐車場代の加算） 通勤のため４輪の自動車を使用し、及び駐車場の利用に係る料金を負担することを常例とする場合、当該駐車料金を加算する。（１月当たり1,000円を上限とする。）	
	オ　ノーマイカー運動に参加する場合 略	オ　ノーマイカー運動に参加する場合 略	

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
役員報酬	理事長　298,200 円 専務理事　277,600 円	理事長　290,700 円 専務理事　270,700 円	役職に応じた給与体系とするため、県再任用職員の給料月額の改正に合わせて報酬月額の見直しを行った
期末手当 （役員）	６月期　1.595 月分 12月期　1.595 月分	６月期　1.545 月分 12月期　1.545 月分	役職に応じた給与体系とするため、支給率を勤勉手当が支給されない県特別職の期末手当支給月数の改正に合わせて見直しを行った

（２）適用日

令和８年４月１日